

令和 4 年 度

伊予市財政健全化審査意見書
及び経営健全化審査意見書

伊 予 市 監 査 委 員

伊予市監査委員報告第8号

令和5年8月25日

伊予市長 武 智 邦 典 様

伊予市監査委員 森 本 明

伊予市監査委員 谷 本 勝 俊

令和4年度伊予市財政健全化審査意見
及び経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、審査に付された令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率について審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

目 次

財政健全化審査

1	審 査 の 概 要	1
2	審 査 の 対 象	1
3	審 査 の 期 間	1
4	審 査 の 方 法	1
5	審 査 の 結 果	1
	別 表	2
6	審 査 意 見	4

経営健全化審査

1	審 査 の 概 要	5
2	審 査 の 対 象	5
3	審 査 の 期 間	5
4	審 査 の 方 法	5
5	審 査 の 結 果	5
	別 表	6
6	審 査 意 見	7

令和4年度 財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の対象

令和4年度	実質赤字比率
〃	連結実質赤字比率
〃	実質公債費比率
〃	将来負担比率
算定の基礎となる事項を記載した書類	

3 審査の期間

令和5年7月20日から令和5年7月26日まで

4 審査の方法

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係諸帳簿等と照合し、計数の正確性、財政状況の健全性について審査した。

5 審査の結果

審査に付された別表、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

別 表

健全化判断比率

比 率 名	令和 4 年度	令和 3 年度	対前年度 比 較	早 期 健全化 基 準	財 政 再 生 基 準
	(%)	(%)		(%)	(%)
①実質赤字比率	—	—	—	13.20	20.00
②連結実質赤字比率	—	—	—	18.20	30.00
③実質公債費比率	5.3	6.2	△0.9	25.0	35.0
④将来負担比率	12.2	31.1	△18.9	350.0	

※ 実質収支、連結実質収支が黒字である場合、①実質赤字比率及び②連結実質赤字比率は「—」で表示される。

※ 健全化判断比率は概ね次のように算定される。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○実質赤字比率とは、地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○連結実質赤字比率とは、すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体の財政運営の悪化の度合いを示す。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} (\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} \\ + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{array}} \quad \begin{array}{l} \text{(3ヵ年平均)} \end{array}$$

○実質公債費比率とは、借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} \\ + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}) \end{array}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

○将来負担比率とは、地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す。

6 審査意見

以上、4つの比率から財政状況を判断すると概ね健全性を保持していると認められた。

なお、実質公債費比率は前年度に比べ0.9ポイントの改善となっており、早期健全化基準及び財政再生基準を下回った数値となっている。また、将来負担比率も前年度に比べ18.9ポイント改善しており、早期健全化基準を下回った数値となっている。

事業実施や事業の進捗状況等で、多少の比率の変動は予想されるが、今後においても各指数の推移等に十分留意され、財政の健全化の堅持のもと、住民福祉の向上に努められたい。

地方公共団体を取りまく環境は、今後より一層厳しくなるものと予想され、更に多様な課題に対し、合理的で迅速な行政対応が求められる。

将来に向けた過度な負担を防ぐため、財源の確保に努めるとともに、必要性、緊急性を十分検討し、更なる合理化・効率化を図り、長期的な視野に立った計画的な行財政運営を期待するものである。

令和4年度 経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の対象

令和4年度	伊予市水道事業会計資金不足比率
〃	伊予市下水道事業会計資金不足比率
〃	伊予市浄化槽整備特別会計資金不足比率
〃	伊予市農業集落排水特別会計資金不足比率
〃	伊予市伊予港上屋特別会計資金不足比率
〃	伊予市都市総合文化施設運営事業特別会計資金不足比率
算定の基礎となる事項を記載した書類	

3 審査の期間

令和5年7月20日から令和5年7月26日まで

4 審査の方法

各公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係諸帳簿等と照合し、計数の正確性、経営状況の健全性について審査した。

5 審査の結果

審査に付された別表、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

別 表

資金不足比率

比 率 名	会計名	令和3年度	令和2年度	対前年度 比 較	経営健全化 基 準
資金不足比率		(%)	(%)		(%)
	水 道 事業会計	—	—	—	20.0
	下 水 道 事業会計	—	—	—	
	浄 化 槽 整備 特別会計	—	—	—	
	農 業 集 落 排 水 特別会計	—	—	—	
	伊 予 港 上 屋 特別会計	—	—	—	
	都市総合文化 施設運営事業 特 別 会 計	—	—	—	

※ 資金不足がない場合、資金不足比率は「—」で表示される。

※ 資金不足比率は概ね次のように算定される。

$$\text{資 金 不 足 比 率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

○資金不足比率とは、公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す。

6 審査意見

以上、資金不足比率においては、全ての特別会計が経営健全化基準（20.0％）以下であり特に問題はなく、各会計とも健全性を保持していると認められた。

今後においても、それぞれの事業の経営の健全化を維持しながら、積極的に事業を見直すなど、限られた財源の中で新たな行財政運営を早急に構築することが望まれる。堅実で合理的な財政運営が推進されることを期待したい。